

第3章 史跡指定の状況

第1節 指定に至る経緯

昭和20(1945)年の原爆投下によって、その時点まで残されていた建造物の全てが倒壊あるいは焼失した広島城跡では、昭和23(1948)年6月、大正15(1926)年に史蹟名勝天然記念物保存法により史蹟として指定されていた大本営跡の指定が解除され、昭和28(1953)年3月31日付けで、本丸・二の丸を中心とした内堀の内側の区域が史跡として指定された。

昭和31(1956)年には、城跡を含む一帯を中央公園として整備することが都市計画決定され、以後都市公園としての性格も有した整備を継続している。また、昭和33(1958)年には広島復興大博覧会に合わせて、天守が鉄筋コンクリートによって復元的に再建(現天守)されている。

第2節 指定の状況

1. 指定告示と指定説明文

広島城跡の史跡指定は昭和28(1953)年3月31日であり、次のように官報告示された。

文化財保護委員会告示第19号

文化財保護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百三十一号)による改正前の文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、昭和二十八年三月三十一日付をもって、次のとおり指定した。

昭和三十一年五月十五日

文化財保護委員会 委員長 高橋誠一郎

説明文

種 別 史跡

指 定 昭和28年3月31日(31年5月15日官報告示第19号)

所在地 広島市

指定の理由

イ 史跡名勝天然記念物指定基準

史跡の部 第2類

ロ 説明

天正十七年毛利輝元は郡山城から移って初めてこの地に築城、文禄二年工を竣えたといわれる。関原役後、毛利氏転封の後を承けて、福島正則これを領して修築を行ったが、元和五年幕府の忌諱に触れて封を奪はれ、同年七月浅野長晟これに代って領した。爾来山陽道の鎮として重きをなし明治維新に至り廃城となった。

城は太田川河口の平地中に営まれ、本丸は南北に少々長い矩形をなしている。こ

第3章 史跡指定の状況

れを守って堀をめぐらし、大手虎口を堅めて堀の内に狭小な二の丸が設けられ、この本丸、二の丸は更に三の丸惣構によって囲まれている。いま遺るところの旧経始は本丸と二の丸及びその堀であって、他は早く失はれているが、天守台を始め、石垣、虎口等旧規よく遺存し、殊に島岐状に設けられた二の丸はこの種の遺構が多く失はれている現在、築城史上貴重である。

指定地域等に関する事項

郡市区	町村	大字	字	地番	地目	地積	所有者・占有者の住所 及び氏名又は名称	備考
広島市	基町	－	－	1番の内	－	9,019坪 6,432坪	文部省 大蔵省	本丸および二の丸跡
－	－	－	－	〃	－	20,244坪	大蔵省所管	堀ならびにその周辺、 ただし、周辺は、堀外側 石垣に沿う6尺幅の地 域

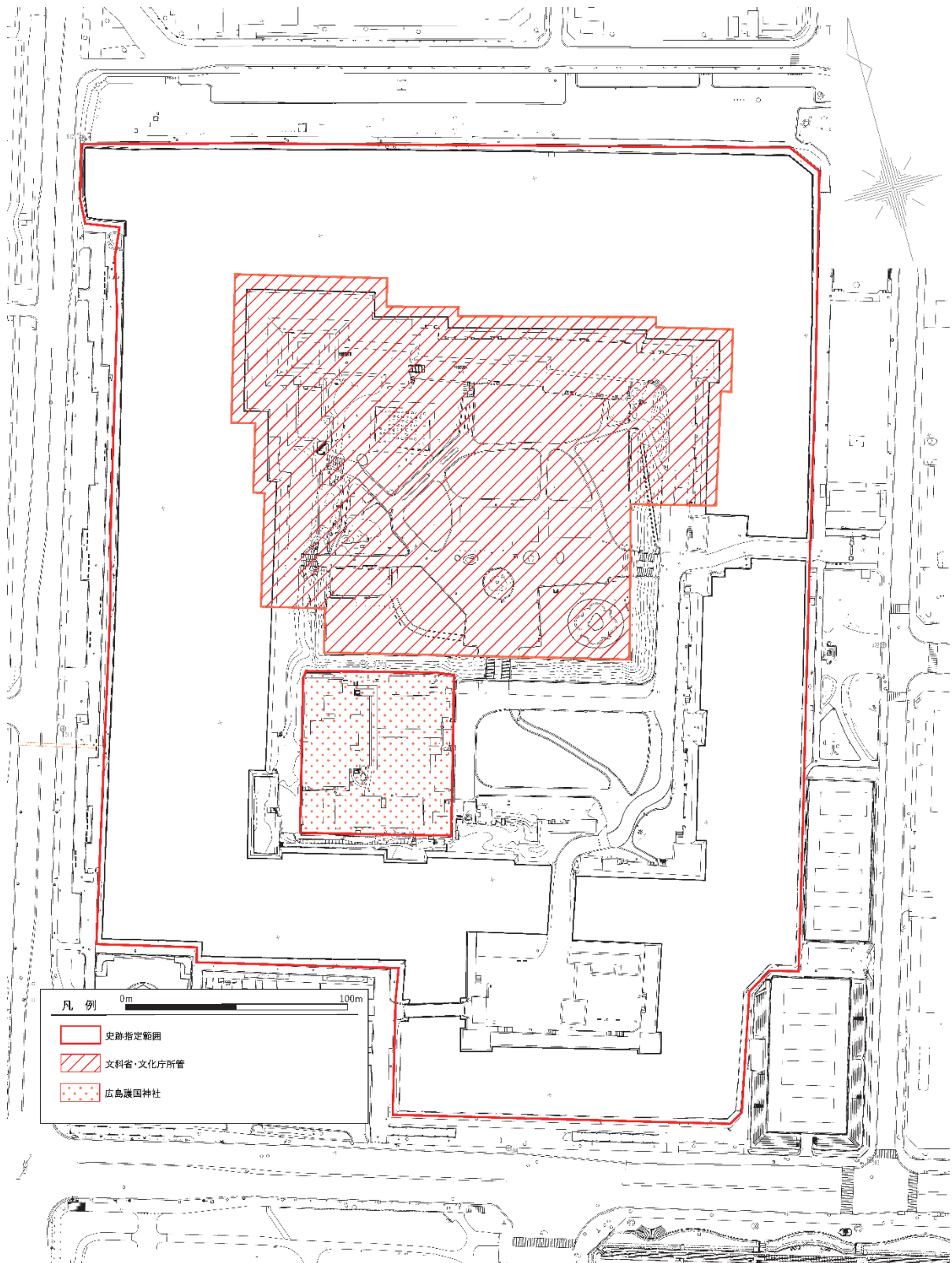


図3-1 史跡指定範囲

第3章 史跡指定の状況

2. 管理

昭和 32（1957）年に文化財保護委員会委員長から、本市が管理団体となるよう要請があったため、これを受けて下の同意書を提出した。

同 意 書 文化財保護法の規定により、広島市が左の指定物件の管理団体に指定されることに同意いたします。なお、このことについては、広島市長においても同意済みである旨を申し添えます。 史跡 広島城跡 昭和三十三年八月一日 広島市教育委員会委員長 奥田達郎 文化財保護委員会委員長 河井彌八殿
--

以上の同意書に基づき、次のように管理団体が指定された。

文委管第 54 号 広島市 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 71 条の 2 第 1 項及び第 95 条第 1 項の規定により広島城跡（昭和 31 年文化財保護委員会告示第 20 号）を管理すべき地方公共団体として、貴市を指定します。 昭和 34 年 3 月 2 日 文化財保護委員会

また、同日付けで文化財保護委員会告示第 8 号で官報告示された。

第3節 指定地の状況

1. 土地所有関係

広島城跡はそのほとんどが国有地（財務省・文部科学省）であるが、一部が宗教法人広島護国神社の所有地となっている。土地所有関係について、史跡内土地所有状況を表3-1に、周辺の土地所有状況を表3-2に示した（図3-1）。

なお、宗教法人広島護国神社が現在地へ移転した経緯について、保存管理計画に記載された内容を要約して以下に示す。

- 昭和20年 8月 原子爆弾により旧護国神社（現広島商工会議所付近）が全壊。
- 昭和21年 11月 中央公園の都市計画決定（70.48ha）
- 昭和27年 4月 護国神社復興奉賛会が結成され、新社地の検討に入る。広島市では、復興都市計画のなかで護国神社の旧社地を中央公園内児童センターとして計画決定したため、広島城跡内への移転に向けて、各方面へ度重なる請願が行なわれた。
- 昭和30年 11月 護国神社移転について、文化財保護委員会において内定。
- 昭和31年 4月 護国神社旧社地（1,500坪）を、現在の社地（1,500坪）及び境外地（1,500坪）との換地手続きが終了。
- 昭和32年 9月 広島城跡内陸軍第5師団司令部跡地に広島護国神社を移転し建物を建設することについて文化財保護委員会から許可される。
- 昭和33年 10月 境外地（1,500坪）をラジオ中国株式会社に譲渡（その際、史跡隣接地275坪18を使用禁止する旨の条件を付す）。

表3-1 史跡内土地所有者一覧

所有者	面積（㎡）	住所	備考
国	28,821.47	広島市中区基町21-1	文部科学省所管行政財産（文化庁所管）
国	84,240.36	同上	財務省所管普通財産
宗教法人広島護国神社	4,958.00	広島市中区基町21-2	公簿面積
	計118,019.83	－	－

表3-2 広島城跡周辺の土地所有状況

所有者	所有箇所
国及び関係機関	中央公園、基町高層アパートの敷地、国の機関などの敷地、国道54号の区域など
広島県	県庁本館、東館、広島中央警察署などの敷地
広島市・広島市立病院機構	基町高等学校、白島小学校、広島市水道局、市営基町駐車場、逓信病院旧外来棟被爆資料室、広島市民病院の敷地、京口門公園、市道の区域など
民間	商業・業務施設などの敷地

第3章 史跡指定の状況

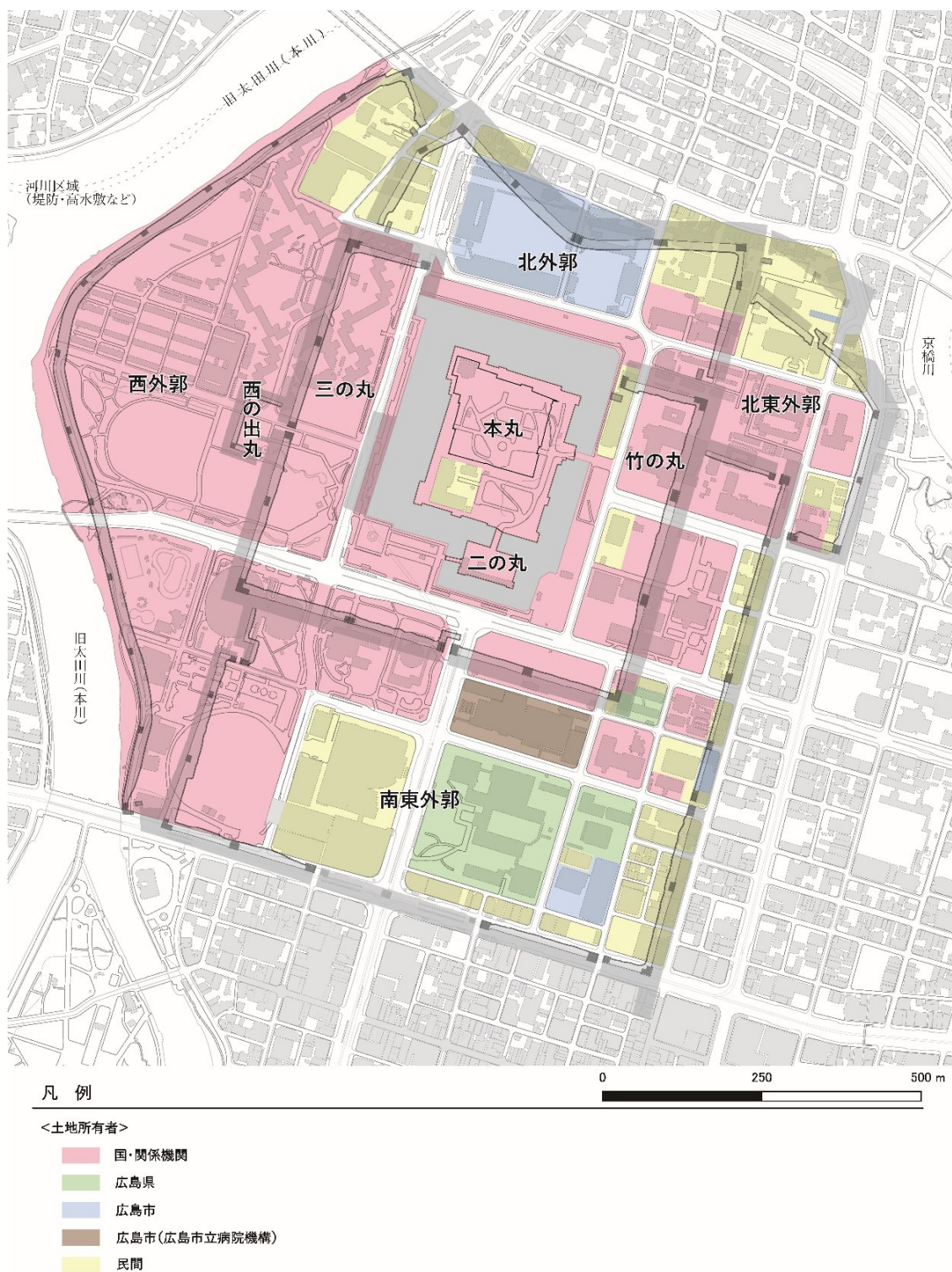


図 3-2 土地所有状況（令和元（2019）年度 広島城城郭標識設置等に係る基礎調査 より）